

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年6月まで

私は、平成元年4月4日に市役所窓口の職員から、「このままでは、60歳までに年金受給の資格を得るための国民年金保険料の納付期間が不足するので、納付可能な2か年分の保険料を納付し、60歳以降も高齢任意加入して保険料を納付する必要があります。」との説明を受け、3か月分ずつ毎月定期的に市役所で納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年*月に結婚し、同年*月*日の入籍時に市役所の国民年金係の担当者から、60歳までに25年(300月)の年金受給資格期間が満たせないで、納付可能な過年度分の国民年金保険料を納付した上で、60歳以降も高齢任意加入をして保険料を納付すれば、受給権が得られる旨の指導を受けたので、平成元年以降、公務員の夫から保険料相当額のお金をもらい、納付可能な昭和62年4月から平成元年3月までの保険料を同年4月から3か月分(約2万数千円)ずつ納付書に基づいて分割納付した。申立期間の保険料の未納通知や催告状が届いた記憶もなく、納め忘れの保険料の納付書が残っていたという記憶も無い。」と述べており、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の保険料は納付済となっていることがオンライン記録により確認できる上、申立人は、申立期間の前後を通じて住所や生活状況に変化はなかったと述べている。

また、申立人は、60歳以降も高齢任意加入し、年金の受給資格期間を得ていることが確認できることから、申立人の年金の受給に対する意欲は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から同年7月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から同年7月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付し、その領収書も所持しており、納付済と証明されたにもかかわらず、同保険料相当額を還付する旨の決定がなされ、申立期間が未加入期間として扱われていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が任意加入した時期は申立期間後の昭和53年8月29日となっており、申立期間は未加入期間とされているが、申立人は、申立期間を含む昭和53年4月から同年7月までの国民年金保険料が納付されたことを証する町収入役の領収印が押された領収書を所持していることが確認できる。

一方、オンライン記録には申立期間の国民年金保険料が還付された形跡は無いことから、申立期間に係る保険料相当額が長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、申立人が任意加入被保険者であるため遡って国民年金の被保険者となれないことを理由として保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の昭和53年5月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄厚生年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月15日から49年6月7日まで

私は、親会社であるB事業所における研修期間終了により、昭和48年11月15日に同社からA事業所に転勤となったが、私の厚生年金の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、申立期間においても休むことなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の同僚の証言、A事業所の工場長であったとする申立人の元上司の「申立人は、勤務していた学生服製造会社のC事業所から新規事業拡大に伴う技術研修のため、B事業所へ派遣された。研修終了後に申立人は、A事業所に転職し、同社の親会社であるB事業所との間を業務応援や技術指導のために度々異動していた。しかし、技術指導者として勤務形態や業務内容に変化はなく、同社からA事業所へ異動後も継続して勤務していた。会社は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた。」との証言及びオンライン記録により、B事業所からA事業所に異動となった複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は、両社に継続して勤務し（B事業所から関係会社であるA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の申立人の元上司及び同僚の「申立人は技術指導者であったので、B事業所からD地に戻っても休むことなく会社に出勤していたと思う。」と証言していることから、昭和48年11月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和49年6月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録におけるA事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が、昭和49年6月7日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年11月から49年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月18日から21年10月20日まで
私が勤めていたA社B工場が昭和20年8月の大空襲で焼けたのでC地の工場へ転勤となり、その後21年10月にD地に戻ったが、最近、申立期間について、脱退手当金が支給されている旨のハガキが届いた。
しかし、脱退手当金が支給されたとする昭和22年6月には既にD地で生活をしており、脱退手当金を受給したことはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とはされておらず未請求となっている上、未請求となっている同被保険者期間は、申立期間において申立人が勤務していたA社E工場の関連事業所であることから、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間については、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金のみが支給されている。

さらに、A社E工場における厚生年金保険被保険者名簿から申立人の記載がある頁の前後7頁において、申立人の資格喪失日である昭和21年10月20日と同日に資格を喪失した者が申立人を含め13人いることが確認でき、その全員に「脱」の表示が確認できるものの、当該13人のうち、オンライン記録に脱退手当金の支給記録が確認できる者は3人のみである上、厚生年金保険被保険者台帳における基本記録そのものがオンライン記録に収録されていないものが6人いるところ、そのうち厚生年金保険被保険者台帳に支給記録の記載がない者が3人いることが確認できるなど、当時、行政機関にお

いて適正な記録管理が行われていなかった可能性が考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年10月まで
私は、大学在学中の昭和63年10月に、役場から国民年金保険料の納付書が届いたので、父親から納付書に記載されている保険料相当額をもらい、自分自身で金融機関に納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年10月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月10日に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後の平成元年11月から3年3月までの過年度保険料を、時効間近の3年12月25日に一括して納付していることが、役場の申立人の被保険者台帳で確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで
私は、平成元年10月に設備会社を設立したが、年2回の公共工事の入札参加資格を得るには、国民年金保険料の完納証明書が必要であり、未納期間があると入札参加ができないため、私の元妻が私の申立期間の保険料を納付したはずであるので、当該期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻は、「国民年金保険料を納付するときは、私が夫婦二人分を一緒に納めていた。私の保険料の未納期間について調べてもらったが、未納の記録に間違いは無かった。」と述べており、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻も申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人は、申立期間以外にも未納期間が散見され、当該未納期間については元妻の未納期間ともおおむね一致していることが確認できるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 10 日から 55 年 4 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月から 58 年 5 月まで
③ 昭和 59 年 6 月から 60 年 6 月まで
④ 昭和 60 年 7 月から 63 年 2 月まで
⑤ 平成 6 年 7 月から 7 年 3 月まで
⑥ 平成 7 年 8 月から 10 年 6 月まで

私は、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に、申立期間③はC事業所（現在は、D事業所）に、申立期間④から⑥はE事業所において勤務していた。申立期間①から③までは、申立事業所から海外に派遣され勤務し、申立期間④から⑥までは、海外及び国内の事業場に派遣されて勤務していたが、国（厚生労働省）から、各申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等は持っていないが、それぞれの事業所に勤務していたことは事実なので、各申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住所があるF市は、申立期間①から④の期間を含む昭和 49 年 9 月 1 日から平成元年 4 月 12 日までの期間及び申立期間⑤から⑥の期間を含む 2 年 3 月 22 日から 23 年 4 月 1 日現在までの期間において、申立人が国民健康保険に加入している旨回答しており、申立人も、各申立期間において、「家族が多いことから高額の治療保険料を市役所に納めていた。」と述べている。

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A事業所から提出された給料台帳及び「G国派遣員雇用保険関係差引表」により、申立人が申立期間①において、同社からG国に派遣され勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該給料台帳により、申立人は、申立期間①において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる上、A事業所は、

「海外に派遣した者は、期間限定で採用した契約社員であり、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

申立期間②について、B事業所の元事業主は、「当社では、社員は全員厚生年金保険に加入させていたが、申立人は、当社の直接雇用ではなく、下請先としての一人親方（個人事業主）であったので、申立人から税金及び社会保険料を徴収することはなかった。また、申立人が同僚として名前を挙げている二人は、当社の営業職の正社員であり、海外で勤務したことは無く、兩人共に厚生年金保険に加入させていた。」と述べており、兩人については、当該事業所に係る厚生年金保険の記録がオンライン記録により確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた同僚の連絡先は不明である上、申立人はほかに同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

申立期間③について、C事業所は、「創業当時の当社の社員の社会保険加入確認書を調べた結果、同確認書に申立人の名前は無く、ほかに申立人が在籍していたことを確認できる資料も無い。当社では、正社員は全て厚生年金保険に加入させていたので、同確認書に申立人の名前が無いのは、申立人が当社の正社員ではなかったことによるものと思われる。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた同僚の妻は、「夫は、C事業所の総務担当で海外勤務の経験は無いが、夫は、『海外へ派遣されて勤務していた申立人を覚えている。申立期間③においては、会社は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。』と話している。」と述べている上、申立人は、他の同僚についても、本社で営業職として勤務し、海外で勤務していたことはなかったと述べている。

申立期間④、⑤及び⑥について、E事業所は既に閉鎖されており、事業主の連絡先は不明であるため、申立内容を確認できる関連資料等を収集することはできず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない上、申立期間④については、オンライン記録によれば、同社は、昭和63年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④のうち、60年7月から62年12月までについては、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた同僚の妻は、「夫は、E事業所の総務担当で海外勤務の経験は無いが、夫は、『海外へ派遣されて勤務していた申立人を覚えている。申立期間④、⑤及び⑥においては、会社は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。』と話している。」と述べている上、申立人は、他の同僚についても、本社で営業職として勤務し、海外で勤務していたことはなかったと述べている。

このほか、各申立期間について、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 1 月 31 日まで
② 昭和 59 年 9 月 28 日から 60 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 3 月 11 日から同年 10 月 24 日まで
④ 昭和 62 年 2 月 27 日から同年 6 月 20 日まで

私は、申立期間①についてはA事業所（現在は、B事業所）に、申立期間②及び③についてはB事業所にそれぞれ従業員の乗務員として勤務し、申立期間④についてはC事業所に季節労働者として勤務していたが、それぞれの会社で雇用保険に加入していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、各申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。当時の給与明細書等は持っていないが、給与から保険料が1万5,000円控除されていたことを覚えているので、各申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が同僚として名前を挙げた3人のうち1人の同僚の加入記録は確認できず、残り2人の同僚についても申立期間における加入記録は確認できない上、当該2人の同僚は、「申立期間当時の従業員はほとんどの人が厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べている。

また、A事業所は、「古い記録なので資料等が無く、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答しているほか、同社の社会保険事務担当者は、「20年以上前は当社においては、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険の加入を拒否した者は加入させてなかったようだ。」と述べている上、申立期間①当時の事業主は、「申立人は厚生年金保険の加入を拒否しており、アルバイトのような形だった。」と述べている。

申立期間②及び③について、雇用保険の加入記録により、申立人がB事業所

に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年2月1日からであり、申立人の申立期間②のうち、59年9月28日から60年1月31日までは適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B事業所は、「古い記録なので資料等が無く、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答しているほか、申立期間②及び③当時の社会保険事務担当者は、「申立期間②及び③当時の従業員はほとんどの人が社会保険の加入を拒否しており、加入しても途中で社会保険を辞める人もいた。申立人は当初社会保険の加入を嫌がっていたが、後になって会社の勧めで加入した。」と述べている。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた二人のうち一人の同僚の加入記録は確認できず、加入記録が確認できる同僚は、「厚生年金保険の加入について会社から説明を受けた記憶は無く、加入についても何も覚えていない。」と述べている。

加えて、昭和60年10月1日から61年3月11日までの加入期間のある申立人の厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録とは一致している。

申立期間④について、雇用保険の加入記録により、申立人がC事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C事業所は、「申立期間④当時の季節労働者については雇用保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べている上、同社が加入しているD組合では、「申立期間④の申立人の加入記録は無い。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間④に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該同僚の連絡先は不明であり、申立人は、ほかに同僚の名前を記憶していないことから、申立期間④に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録による氏名検索においても各申立期間における申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、各申立事業所の被保険者名簿においても各申立期間における整理番号に欠番はなく、申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月及び同年 2 月
② 平成 5 年 10 月及び同年 11 月
③ 平成 6 年 3 月から同年 5 月まで

私は申立期間①については、A事業所に、申立期間②については、B事業所に、申立期間③については、C事業所においてそれぞれ勤務していた。国（厚生労働省）の記録において、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA事業所に勤務していたと主張しているところ、同社が保管する厚生年金基金加入員資格取得確認通知書及び健康保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人が昭和 61 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 19 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、A事業所で現在、社会保険事務を担当している従業員は、「当時の社会保険加入手続について、年数が経過しており知る者がいないため不明である。」と述べている上、同社に係る被保険者縦覧照会回答票により連絡先が確認できた同僚 3 人に照会したが、申立人の申立期間①における勤務実態について特定する具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は、オンライン記録と一致している上、A事業所において、昭和 60 年 8 月から 61 年 1 月までに厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が 17 人いることがオンライン記録により確認できるが、その中に申立人の氏名は見当たらない上、被保険者整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人はB事業所に勤務していたと主張しているところ、同社が保管する健康保険被保険者資格取得確認通知書および標準報酬決定通知書及び健康保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人が申立期間②より後の平成 6 年 1 月 14 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年

2月2日に資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、B事業所に係る被保険者縦覧照会回答票により連絡先が確認できた同僚7人に照会したところ、回答があった1人からは、申立人の申立期間②における勤務実態について特定する具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録はオンライン記録と一致している上、B事業所において、平成5年9月から同年12月までに厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が13人いることがオンライン記録により確認できるが、その中に申立人の氏名は見当たらない上、被保険者整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、申立人はC事業所に勤務していたと主張しているところ、同社が保管する健康保険被保険者資格取得確認通知書および標準報酬決定通知書及び健康保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人が申立期間③より前の平成5年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、C事業所に係る被保険者縦覧照会回答票により連絡先が確認できた同僚二人に照会したところ、いずれの同僚からも回答を得られ、そのうち一人は、「当該事業所は勤務の管理が厳しかったので、記録が無ければ加入していないと思う。」と述べているほか、申立人の申立期間③における勤務実態について特定する具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録はオンライン記録と一致している上、C事業所において、平成6年2月から同年6月までに厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が8人いることがオンライン記録により確認できるが、その中に申立人の氏名は見当たらない上、被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 44 年 9 月 10 日まで

私は、申立期間において、大学の入学金や生活費を捻出するためAの販売店に勤務し、300件ほどのお客様に配達及び集金業務を行い、その他割当地域において営業活動をしながら大学に通った。当時の給与明細書は持っていないが、A販売店主からの依頼により適用事業所となっていたB事業所を通じて社会保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、C販売店において勤務し、A販売店主からの依頼により適用事業所となっていたB事業所を通じて厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、C販売店の元店主の妻は、「C販売店は既に廃業しており、当時の資料は保管していないので、申立人が同販売店に勤務していたか否かについては、わからない。」と述べている上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B事業所は既に閉鎖されており、同事業所から申立人に係る厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることはできない上、同事業所の厚生年金加入一覧表（手書台帳）を保管しているD会の事務を代行しているE連合会の担当者は、「以前、弊社に勤務していた者から聞いた話によれば、B事業所で社会保険を取り扱っていた時期は、Aの各販売店の店主から依頼のあった従業員がB事業所で健康保険と厚生年金保険に加入していた。店主から依頼のない従業員は加入していなかった。」と回答している。

さらに、上述のC販売店の元店主の妻は、「当時、C販売店では、10人くらいの大学生が大学に通いながら配達員として勤務していたが、大学生は厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べている。

加えて、D会から提出されたB事業所に係る厚生年金保険加入一覧表によれば、申立期間において、申立人を含めC販売店において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できず、被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。